

## H17センサスに伴うCOBRIS版CREDASの改良について

## 1. 建設資材および建設副産物の調査対象品目の追加等に伴う入力画面の変更

今回の改良では、平成 17 年度建設副産物実態調査 (H17 センサス) の調査対象品目の追加等に伴い、COBRIS 版 CREDAS も以下のとおり入力する品目が新たに追加等されました。(留意事項も必ずご確認ください)

(建設資材) 品目名称		(建設副産物) 品目名称	
塩化ビニル管 継手	追加	その他がれき類	追加
石膏ボード	追加	廃塩化ビニル管 継手	追加
その他の建設資材	変更	廃プラスチック (廃塩化ビニル管 継手を除く)	変更
		廃石膏ボード	追加
		その他の分別された廃棄物	変更 追加

## 留意事項

## ・ 「その他の建設資材」について

改良前は「その他 (再生資材のみ記入)」として、「再生資材の利用量のみ」を入力していましたが、今回の改良で「その他の建設資材」として、「再生資材の利用量」と再生資材の利用量と新材を含めた「全体の利用量」を入力してします。なお、入力については、建設資材利用の対象品目以外で利用量(「全体の利用量」)の多い上位 2 品目を具体的に入力します。

## ・ 「廃塩化ビニル管 継手」と「廃プラスチック (廃塩化ビニル管 継手を除く)」について

改良以前は「廃塩化ビニル管 継手」と「廃プラスチック (廃塩化ビニル管 継手を除く)」は、「廃プラスチック」としてまとめて入力していましたが、改良後は「廃塩化ビニル管 継手」と「廃プラスチック (廃塩化ビニル管 継手を除く)」に分けて入力します。

## ・ 「その他の分別された廃棄物」について

改良以前は「その他の分別された廃棄物」には、具体的な分別された廃棄物の名称を入力することができませんでしたが、改良後は「具体的な分別された廃棄物の名称」を入力することができます。また、今回の改良により 1 つまでしか入力できなかったところが 2 つまで入力できるようになりました。なお、入力については建設副産物発生 搬出の対象品目以外の建設廃棄物で場外搬出量の多い 2 品目を具体的に入力して下さい。

## ・ 「塩化ビニル管 継手」「廃塩化ビニル管 継手」の入力単位について

今回の改良で追加等された「塩化ビニル管 継手」と「廃塩化ビニル管 継手」については、**キログラム(kg)での入力**となります。他の品目がトン(t)やリューベ(m<sup>3</sup>)ですので、お間違いのないようにして下さい。



赤点線 が今回の追加 変更があった品目

## 2. 各種選択コードの追加 変更

今回の改良に伴い追加 変更された各種選択コードを下記に掲載します。なお、今回新たに追加された建設資材および建設副産物の調査対象品目に対する各種選択コードについては、全て新規追加のため説明を省略します。

### 2.1 工事概要

#### (1) 工事種類 (コード)

改良前		改良後		
No	工事種類	No	工事種類	変更内容
N	非木造新築・増築 (建築)	N	非木造新築 (建築)	細分化による名称変更
		U	非木造増築 (建築)	細分化による追加
Q	木造新築・増築 (建築)	Q	木造新築 (建築)	細分化による名称変更
		V	木造増築 (建築)	細分化による追加

(変更のない工事種類は省略)

#### 留意事項

- ・ 非木造新築 (建築)」「非木造増築 (建築)」について

改良前の「非木造新築・増築 (建築)」が、「非木造新築 (建築)」「非木造増築 (建築)」に細分化されました。これにより、今後は「非木造新築 (建築)」と「非木造増築 (建築)」を分けて選択して下さい。

- ・ 木造新築 (建築)」「木造増築 (建築)」について

改良前の「木造新築・増築 (建築)」が、「木造新築 (建築)」「木造増築 (建築)」に細分化されました。これにより、今後は「木造新築 (建築)」と「木造増築 (建築)」を分けて選択して下さい。

#### (2) 発注機関 (コード)および住所 (コード)

項目	変更内容
発注機関コード	平成 17年 4月 1日現在の発注機関 (組織)に更新
住所コード	平成 17年 7月 1日現在の住所に更新

#### 留意事項

- ・ 発注機関コード」「住所コード」について

改良後の「発注機関コード」「住所コード」ともに、改良前の発注機関コードと住所コードも含まれています。

(既に廃止された発注機関や住所が含まれています)

## 2.2 建設資材

### (1) アスファルト混合物

小分類 (コード)

青文字 : 変更箇所

改良前		改良後		
No	小分類名称	No	小分類名称	変更内容
1	粗粒度アスファルトコンクリート	1	粗粒度アスファルトコンクリート	変更なし
2	密粒度アスファルトコンクリート(開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む)	2	密粒度アスファルトコンクリート	細分化に伴う名称変更
3	細粒度アスファルトコンクリート	3	細粒度アスファルトコンクリート	変更なし
		4	開粒度アスファルトコンクリート	細分化に伴う追加
		5	改質アスファルトコンクリート	細分化に伴う追加
4	アスファルトモルタル	6	アスファルトモルタル	変更なし
5	加熱アスファルト安定処理路盤材	7	加熱アスファルト安定処理路盤材	変更なし
		8	その他	追加

#### 留意事項

- ・ 「密粒度アスファルトコンクリート」「開粒度アスファルトコンクリート」「改質アスファルトコンクリート」について  
改良前の「密粒度アスファルトコンクリート(開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む)」が、「密粒度アスファルトコンクリート」「開粒度アスファルトコンクリート」「改質アスファルトコンクリート」に細分化されました。これにより、今後は「密粒度アスファルトコンクリート」「開粒度アスファルトコンクリート」「改質アスファルトコンクリート」を分けて選択して下さい。



#### 再生資材の名称 (コード)

再生資材の名称については従来どおり、選択した「小分類」に対応した再生資材の名称が自動的に選択されます。特に入力する担当者が意識する必要がないので説明は省略します。

(2) 砕石

改良前も「自然石」は、「くり石、割りくり石」に含まれていましたが、より分かりやすくするために、「くり石、割りくり石、自然石」と名称変更致しました。

小分類 (コード)

改良前		改良後		
No	小分類名称	No	小分類名称	変更内容
5	くり石、割りくり石	5	くり石、割りくり石、 <b>自然石</b>	名称変更

(変更のない小分類は省略)

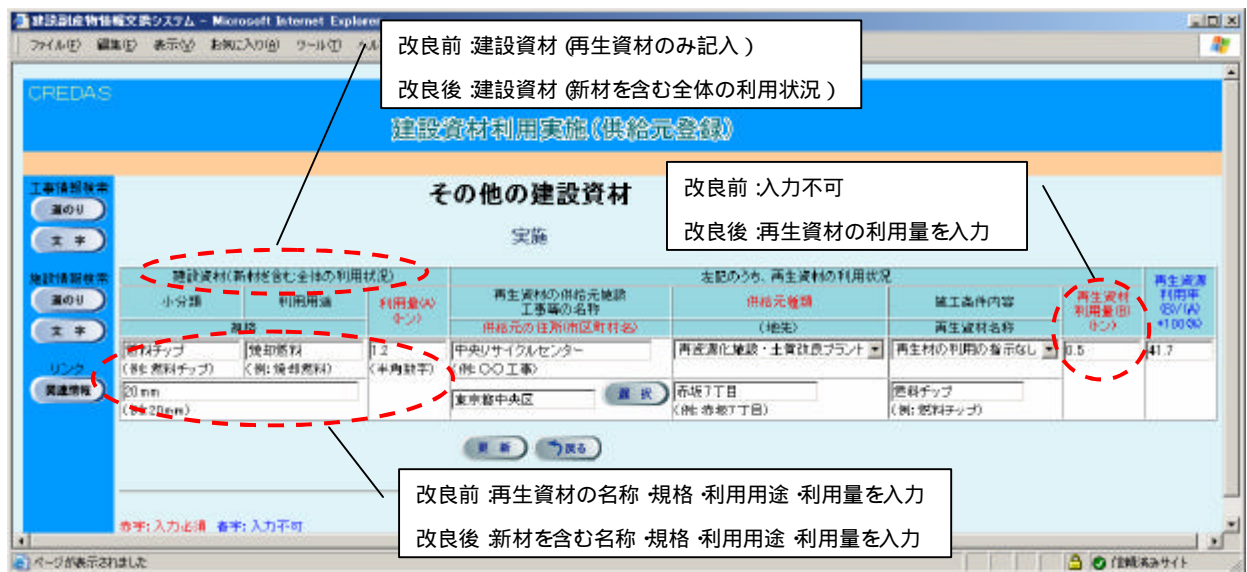
(3) その他の建設資材

小分類 (コード)、利用用途、規格、利用量、再生資材利用量

項目名	改良前	改良後	
	入力内容	入力内容	変更内容
小分類 (コード)、 利用用途、規格	再生資材の具体的な名称を入力	新材も含む具体的な名称を入力	入力内容の変更
利用量	再生資材の利用量を入力	新材も含む利用量を入力	入力内容の変更
再生資材利用量	利用量と同量のため入力省略	再生資材の利用量を入力	入力内容の変更

**留意事項**

改良前は「その他 (再生資材のみ記入)」として、「再生資材の利用量のみ」を入力していましたが、今回の改良で「その他の建設資材」として、「再生資材の利用量」と再生資材の利用量と新材を含めた「全体の利用量」を入力します。なお、**入力については、建設資材利用の対象品目以外で利用量 (全体の利用量) の多い上位 2品目を具体的に入力します。**



(4) 上記以外で変更のあったコード

再生資材の供給元について (コード)

改良前も「土質改良プラント」は、「再資源化施設」に含まれていましたが、より分かりやすくするために、「再資源化施設・土質改良プラント」と名称変更致しました。

改良前		改良後		
No	名称	No	名称	変更内容
4	土質改良プラント	4	再資源化施設・土質改良プラント	名称変更

(変更のない再生資材供給元については省略)



2.3 建設副産物

(1) 搬出先の種類 (コード)

青文字 変更

箇所

改良前			改良後			
No	略称	名称	No	略称	名称	変更内容
1	他工事	他の工事現場 (内陸 :公共、民間を含む)	1	他工事	他の工事現場 (内陸 :公共、民間を含む)	変更なし
2	再資源化	再資源化施設 (土質改良プラントを含む)	2	中間再生	中間処理施設 (焼却以外)・土質改良プラント	名称変更
3	有償売却	有償売却 (工事請負会社が建設副産物を売却し、代金を得た場合)	3	売却	売却 (工事請負会社が建設副産物を売却し、代金を得た場合)	名称変更
4	スト再	建設発生土ストックヤード(再利用工事が決まっている場合)	4	スト再	建設発生土ストックヤード(再利用工事が決まっている場合)	変更なし
5	海面埋立	海面埋立事業 (海岸、海浜事業含む)	5	海面埋立	他の工事現場 (海面埋立、海岸、海浜事業含む)	名称変更
6	海面処分	最終処分場 (海面処分場)	6	海面処分	最終処分場 (海面処分場)	変更なし
7	内陸処分	最終処分場 (内陸処分場)	7	内陸処分	最終処分場 (内陸処分場)	細分化
			8	土受入地	建設発生土受入地	
8	スト処分	建設発生土ストックヤード(再利用工事未定)	9	スト処分	建設発生土ストックヤード(再利用工事未定)	変更なし
9	中間処理	焼却施設・最終処分場へ持ち込むための中間処理施設	10	中間焼却	中間処理施設 (焼却)	名称変更
10	他	その他	11	他	その他	変更なし

留意事項

- ・ 最終処分場 (内陸処分場)」「建設発生土受入地」について

改良前の「最終処分場 (内陸処分場)」には、「建設発生土受入地」も含めて入力を行っていましたが、改良後は「最終処分場 (内陸処分場)」と「建設発生土受入地」に細分化されました。これにより、今後は「最終処分場 (内陸処分場)」と「建設発生土受入地」を分けて選択して下さい。

- ・ 中間再生 (略称)」「売却 (略称)」「中間焼却 (略称)」について

改良前と改良後で内容も意味的にも同じですが、分かりやすいように名称を変更致しました。

(2) 受入地の用途 (コード)

受入地の用地 (コード)については、建設発生土 (第一種建設発生土～第四種建設発生土、浚渫土)で、且つ、搬出先の種類が以下の条件のときに選択可能となります。今回の改良で、「受入地の用地」を選択できる条件が変わりましたので注意して下さい。それに伴い、対象外となった「処分場の覆土」が削除されました。

〔受入地の用途が選択可能な条件〕

改良前の条件 :副産物種類が「建設発生土」且つ、搬出先の種類が「最終処分場 (内陸処分場)」のとき選択可能

改良後の条件 :副産物種類が「建設発生土」且つ、搬出先の種類が「建設発生土受入地」のとき選択可能

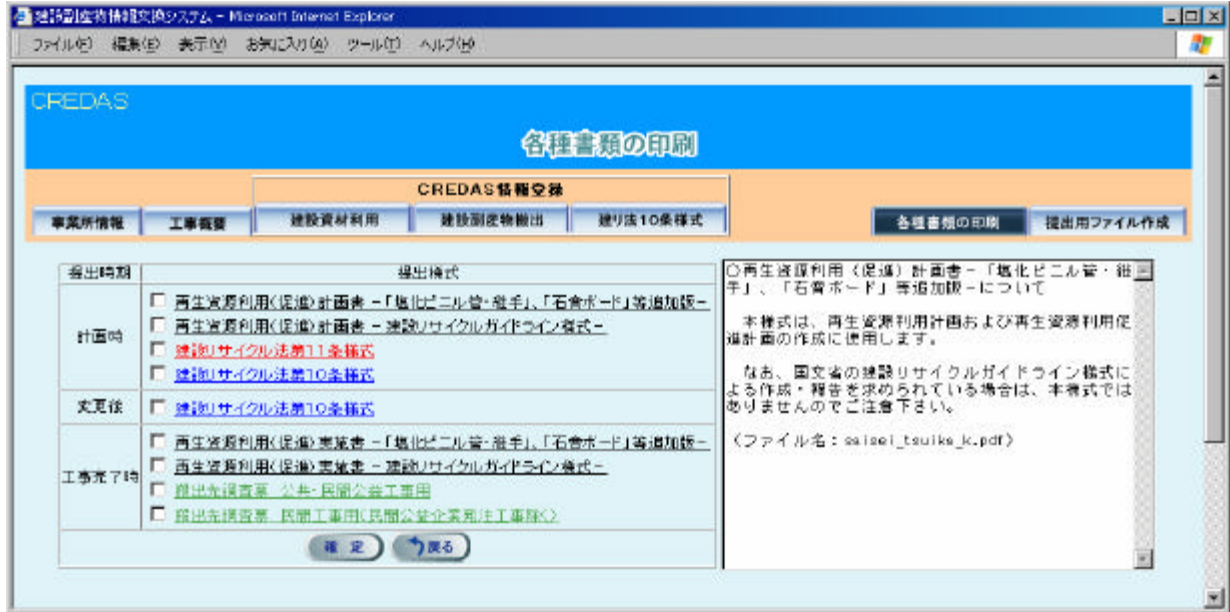
青文字 変更箇所

改良前		改良後		
No	受入地名称	No	受入地名称	変更内容
1	山砂利等採取跡地	1	山砂利等採取跡地	変更なし
2	処分場の覆土	-	削除	名称削除
3	池沼等の水面埋立	2	池沼等の水面埋立	変更なし
4	谷地埋立	3	谷地埋立	変更なし
5	農地受入	4	農地受入	変更なし
6	その他	5	その他	変更なし

### 3. 各種提出書類の変更

今回の改良では、平成17年度の建設副産物実態調査(搬出先調査)の調査票変更等に伴い、COBRIS版CREDASで作成できる各種提出書類が以下のとおり変更等されました。

#### 3.1 各種提出書類の作成画面



提出時期	改良前		改良後	
	書類(帳票)名	書類(帳票)名	書類(帳票)名	変更内容
計画時	-	再生資源利用(促進)計画書 - 塩化ビニル管・継手、石膏ボード等追加版 -	再生資源利用(促進)計画書 - 塩化ビニル管・継手、石膏ボード等追加版 -	新規帳票 次頁「各種提出書類の説明」参照
	再生資源利用(促進)計画書 - 建設リサイクルガイドライン様式 -	再生資源利用(促進)計画書 - 建設リサイクルガイドライン様式 -	再生資源利用(促進)計画書 - 建設リサイクルガイドライン様式 -	次頁「各種提出書類の説明」参照
	建設リサイクル法第11条様式	建設リサイクル法第11条様式	建設リサイクル法第11条様式	次頁「各種提出書類の説明」参照
	建設リサイクル法第10条様式	建設リサイクル法第10条様式	建設リサイクル法第10条様式	変更なし
変更時	建設リサイクル法第10条様式	建設リサイクル法第10条様式	建設リサイクル法第10条様式	変更なし
工事完了時	-	再生資源利用(促進)実施書 - 塩化ビニル管・継手、石膏ボード等追加版 -	再生資源利用(促進)実施書 - 塩化ビニル管・継手、石膏ボード等追加版 -	新規帳票 次頁「各種提出書類の説明」参照
	再生資源利用(促進)計画書 - 建設リサイクルガイドライン様式 -	再生資源利用(促進)実施書 - 建設リサイクルガイドライン様式 -	再生資源利用(促進)実施書 - 建設リサイクルガイドライン様式 -	次頁「各種提出書類の説明」参照
	搬出先調査票 公共・民間公益工事事用	搬出先調査票 公共・民間公益工事事用	搬出先調査票 公共・民間公益工事事用	平成17年度建設副産物実態調査」に対応 次頁「各種提出書類の説明」参照
	搬出先調査票 民間工事事用 (民間公益企業発注工事除く)	搬出先調査票 民間工事事用 (民間公益企業発注工事除く)	搬出先調査票 民間工事事用 (民間公益企業発注工事除く)	平成17年度建設副産物実態調査」に対応 次頁「各種提出書類の説明」参照

### 3.2 各種提出書類の説明

再生資源利用 (促進) 計画書 - 塩化ビニル管 継手、石膏ボード等追加版 - 」、再生資源利用 (促進) 実施書 - 塩化ビニル管 継手、石膏ボード等追加版 - 』について

今回新たに追加された品目等が全て印刷された帳票となっています。

なお、国交省の建設リサイクルガイドライン様式による作成 報告を求められている場合は、本様式ではありませんのでご注意下さい。

再生資源利用 (促進) 計画書 - 建設リサイクルガイドライン様式 - 」、再生資源利用 (促進) 計画書 - 建設リサイクルガイドライン様式 - 』について

従来 (改良前) と同じ書類となっています。よって、今回の改良で追加等行った品目については以下のような出力となっています。

なお、国交省の建設リサイクルガイドライン様式による作成 報告を求められている場合は、本様式を使用して下さい。

#### 留意事項

- ・ 入力画面の「塩化ビニル管 継手」「石膏ボード」「その他の建設資材」で再生資材利用量が0以上で入力されているとき、本書類では「その他の建設資材」の欄に出力されます。
- ・ 入力画面の「廃塩化ビニル管 継手」「廃プラスチック (廃塩化ビニル管 継手を除く)」として入力した内容は、本書類では「廃プラスチック」の欄に出力されます。
- ・ 入力画面の2つの「その他の分別された廃棄物」として入力した内容は、本書類では1つしかない「その他の分別された廃棄物」の欄に出力されます。

#### 建設リサイクル法第11条様式』について

従来 (改良前) と同じ書類となっています。よって、今回の改良で追加等行った品目については以下のような出力となっています。

なお、国交省の建設リサイクル法第11条様式による作成 報告を求められている場合は、本様式を使用して下さい。

#### 留意事項

- ・ 入力画面の「塩化ビニル管 継手」「石膏ボード」「その他の建設資材」で再生資材利用量が0以上で入力されているとき、本書類では「その他の建設資材」の欄に出力されます。
- ・ 入力画面の「廃塩化ビニル管 継手」「廃プラスチック (廃塩化ビニル管 継手を除く)」として入力した内容は、本書類では「廃プラスチック」の欄に出力されます。
- ・ 入力画面の2つの「その他の分別された廃棄物」として入力した内容は、本書類では1つしかない「その他の分別された廃棄物」の欄に出力されます。

搬出先調査票 公共・民間公益工事事用』、搬出先調査票 民間工事事用 (民間公益企業発注工事除く)』について  
今回新たに追加された品目等が全て印刷された帳票となっています。

なお、搬出先調査票の作成 報告を求められている場合は、本様式を使用して下さい。